

平成 25 年総務省告示第 323 号等の一部を改正する告示案に対する意見募集

－1. 9GHz 帯デジタルコードレス電話の高度化に伴う制度整備－

(平成 29 年 7 月 27 日～平成 29 年 8 月 30 日意見募集)

提出件数 1 件 (個人 1 件)

No.	意見 出者	提出意見	総務省の考え方	提出意見を 踏まえた案 の修正の有 無
1	個人	まず、苦情を述べたい。当該の答申を行った電波監理審議会の構成員らを記載されたい。これをしていないのは問題ある事である。(はっきり言えば、賊に属する勢力が混じっている危険性などを国民はそれにより知る事が出来るのである。各種行政において適切な規制や措置が行われると困る者は多い。それらが仕掛けた罠の警戒を行うためには審議会等の構成員を示してもらう必要がある。) 以下、本題。 指示対象の記述についての改正であるのであるが、実態としては概要に記載されている様な内容(人体に近接した状態で使用しない IoT 機器などについては、人体における比吸収率の測定の適用除外とする)であるのであれば、反対である。 IoT 機器といえども身の回りにある事は多く(身に付けるもの、あるいは身に付けないものも含めて。集合住宅においては最低スマートメーターが各々の家庭に存在し、個人が所有する機器を含めると 1 棟あたりでかなりの数になるであろう。)、これらが指向性を持ち、また振動が共鳴して人体に大きなエネルギーを与える事はありえると考え。 偶然に、あるいは故意にその様な可能性は存在すると思われるのであるが、ゆえにその様な適用除外認定を行う事については賛成出来ない。 IoT 機器であれば携帯電話網との接続のために瞬間的に強い電磁波を発する事があると思われるのであるが、このタイミングを合わせ、また配置を工夫する等して(その様な事による嫌がらせ行	本件は、平成 29 年 3 月 31 日に情報通信審議会情報通信技術分科会において一部答申を受け、制度整備を行うものです。本件に関する規定は、以上の一部答申にもあるとおり、平均電力が 20mW を超え、人体の近傍以内での使用が想定される単体の無線設備について、人体における比吸収率の許容値を適用するものであり、ご指摘の複数の無線設備を同期的に運用して人体への影響を規定するものではございません。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ご要望のありました電波監理審議会の構成員については、総務省ホームページの「組織案内＞審議会・委員会・会議等＞電波監理審議会＞審	なし

	為を好む者が好きそうな言葉を用いてみるのであれば「魔方陣を形成する様にして」)、故意に人体にダメージを与えられる様にも出来るはずである。ここで簡単な機械的（あるいは理論的）試験でも行える様な、人体への電磁波吸収の概算を行っていない事は問題把握を行う事を困難にするものであって望ましくないのであるが、であるから、IoT 機器についても、測定の適用除外とはしないべきであると考え。 本意見募集については、法令の記述変更部分に当該内容が含まれていないのであるが（ここに罨のかおりを感じるのであるが。答申についての資料も（短い概要以外は）添付されていないのでもあるし。）、国・総務省は再度検討を行い、IoT 機器についても人体における比吸収率の測定の適用除外としない方向での修正を行っていただきたい。 意見は以上である。	議会委員一覧」をご覧ください。	
--	---	------------------------	--